

(続紙 1)

京都大学	博士 (法 学)	氏名	夏 静宜
論文題目	中国契約法における売主の瑕疵担保責任		
(論文内容の要旨)			
<p>瑕疵担保責任について、ドイツ法系では、法定責任説から契約責任説へと転換しているのに対し、中国では、当初から契約責任説が採用されてきたが、集権的計画経済体制から市場経済体制への転換に伴い、前提となる契約内容や違約責任（債務不履行責任）の理解に変遷がある。本論文では、中国の瑕疵担保責任に関する立法と学説の展開の分析を通じて、想定される取引モデル、契約内容の理解、違約責任の捉え方という要因が瑕疵担保責任の理解に及ぼす影響を検討する。</p> <p>第1章で、以上の問題の所在を述べた後、第2章では、集権的計画経済期の立法草案を取り上げ、その特徴を次のように明らかにする。</p> <p>第一に、目的物の性質が契約内容になるという契約責任説の考え方が前提とされていた。計画経済の下では、種類物売買が想定され、性質が契約の内容にならなければ、計画の実現が妨げられるためである。また、買主に瑕疵の検査義務が課され、瑕疵を通知しなければ失権するとされていた。計画経済の下では、事業者間契約が想定され、瑕疵を発見し通知することを期待できたためである。</p> <p>第二に、契約内容は、原則として他律的に決められていた。</p> <p>第三に、瑕疵担保責任は、違約責任と異なるものと捉えられていなかった。</p> <p>第3章では、市場経済体制への移行期である「三者並立」期（経済契約法・涉外経済契約法・技術契約法の並立期）の特徴を次のように明らかにする。</p> <p>第一に、この時期も種類物売買が中心を占め、性質が契約内容になりうるものが前提とされた。また、経済契約では貸主に瑕疵検査・通知義務が課されたが、民事契約・消費者契約では課されなかった。</p> <p>第二に、契約内容が自律的に決められるものへと転換した。</p> <p>第三に、違約責任が過失責任と捉えられ、瑕疵担保責任はそれと異なるものと位置づけられた。</p> <p>第4章では、統一契約法（1999年）の制定過程で作成された草案の特徴を次のように明らかにする。</p> <p>第一に、法定責任説が斥けられ、性質が契約内容になりうるものが前提とされた。法定責任説は、種類物が取引の多数を占める現代の取引社会にふさわしくないと考えられたためである。</p> <p>第二に、瑕疵を判断する際に、当事者の合意が第一の基準とされ、合意が不存在・不明確である場合について補充的基準を定められたが、任意法規による補充の前に補充的契約解釈に相当するものを行うこととされた。そこには、自律の射程を拡張するという方向が窺われる。</p> <p>第三に、違約責任が過失責任から厳格責任に転換したことに伴い、瑕疵担保責任が</p>			

違約責任に収斂する可能性が出てきた。

第5章では、統一契約法の内容を確認し、その制定後の学説と最高人民法院の司法解釈の特徴を次のように明らかにする。

第一に、統一契約法は契約責任説を前提とするが、学説は、凶宅・一家心中があった家の売買について、合意の射程を限定し、他律的規範によって契約内容が決められることを重視している。これは、契約内容は他律的に形成されるという考え方が根強く残っていることによる。

第二に、統一契約法は、買主の瑕疵検査・通知義務を定めるのに対し、司法解釈では、買主が消費者か事業者かで区別することが要請されている。

第三に、統一契約法は、瑕疵担保責任を違約責任に収斂させているのに対し、学説では、違約責任を限定し、その不備を補うものとして瑕疵担保責任を位置づける見解が主張されている。

第6章は、中国の瑕疵担保責任法の特徴を次のようにまとめている。

第一に、中国では、一貫して契約責任説の考え方が前提とされてきた。これは、当初から種類物売買がモデルとされてきたためである。また、買主に瑕疵検査・通知義務が課せられてきた。これは、事業者間契約がモデルとして想定されたためである。しかし、その後、消費者契約についてまで同様に考えるべきではないことが意識されている。

第二に、中国では、契約責任説が一貫して採用されてきたが、契約内容が合意によって決定されると考えられてきたわけではない。集権的経済体制の下では、契約内容は他律的に決められていた。市場経済体制に移行した後は、合意の射程が拡張してきたが、統一契約法制定後も、伝統的な理解が根強く残っている。これによると、性質が契約内容になりうるかという問題と、契約内容をどのように決定するかという問題は、異なる問題であることがわかる。後者は、私的自治の思想がどこまで重視されるかによって決まる事柄である。

第三に、中国では、違約責任の理解に応じて瑕疵担保責任の理解に変遷がある。違約責任を過失責任と考えれば、買主に十分な救済を提供するために、瑕疵担保責任により契約外在的な原理に基づく救済を認める可能性が出てくる。

以上の中国契約法の特徴と同様の方向は、通知義務を除き、日本で進められている民法（債権関係）の改正においても見て取ることができる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

瑕疵担保責任に関する従来の中心的な問題は、特定物売買において目的物の性質が契約内容に入りうると考えるかどうかであった。法定責任説はこれを否定し、目的物に瑕疵があっても債務は履行されたと考え、瑕疵担保責任を法が特別に定めた責任とみるのに対し、契約責任説はこれを肯定し、目的物に瑕疵があるときは債務が履行されていないと考え、瑕疵担保責任を債務不履行責任の特則とみる。日本を含むドイツ法系の諸国では、法定責任説から契約責任説へと転換しつつあるのに対し、中国では、当初から一貫して契約責任説が採用されてきた。もっとも、その前提となる契約内容の理解や債務不履行責任の捉え方、さらに瑕疵担保責任の具体的な内容については、日本等で主張される契約責任説とは違いもある。本論文は、こうした中国法の特徴に着目し、その歴史的展開の分析を通じて、瑕疵担保責任の在り方を規定する要因を析出することを試みている。

本論文の評価すべき点は、次の2点にまとめられる。

第一は、中国契約法の歴史的展開とその意味を明らかにした点である。本論文は、集権的計画経済体制から市場経済体制への転換を経て、1999年の統一契約法の制定とその後の展開に至るまで、丹念に変遷の過程を明らかにしている。これにより、一見すると現在の国際的潮流と軌を一にする中国契約法が集権的計画経済体制の下で形成された法観念と連続性を持ち、それ故に契約責任説として一般に理解される考え方が貫徹されていない場合があることが実証的に析出されている。

第二は、瑕疵担保責任の比較法的な分析枠組みを析出した点である。本論文は、中国法の分析を通して、契約責任説の採否と契約内容の理解（合意により自律的に形成されるか他律的に形成されるか）は別問題であり、前者は種類物売買を中心とする取引モデルが前提とされるか否かによって決まるのに対し、後者は私的自治をどこまで尊重するかによって決まることを明らかにした上で、日本で進められている民法（債権関係）の改正も、こうした視角からよりよく理解できることを説得的に示している。

このように、本論文は、中国契約法の歴史的展開に即した比較法的分析を実証的かつ的確に行うものであり、前提となる契約内容の確定や債務不履行責任との関係についてはなお検討の余地はあるものの、瑕疵担保責任について今後研究を進める上で基礎となるべきものと評価することができる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成27年2月2日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。